

「差別落書き」や「インターネット上の差別書き込み」を追放しましょう

◎差別落書き・差別書き込みとは

特定の個人や団体に対して、差別や偏見に基づき、人の心を傷つけるような「差別語」や「差別表現」の落書きを「差別落書き」といいます。

また、「差別書き込み」とは、インターネット上での差別的な内容（誹謗・中傷）の書き込みをいいます。

そのため「差別落書き」や「差別書き込み」は、刑法の侮辱罪や名誉毀損罪の対象となる重大な犯罪です。

◎差別落書きや差別書き込みは新たな差別を生み出します

「差別落書き」や「差別書き込み」は、そのまま放置されれば、見た人に新たな差別意識をうえつけ、差別を助長する恐れがあります。

そのため、「差別落書き」や「差別書き込み」を発見した場合は、次のような対応をお願いします。

「差別落書き」や「差別書き込み」を発見した場合は…

すぐに、国東市人権啓発・部落差別解消推進課又は施設の管理者に連絡してください。

◆**国東市人権啓発・部落差別解消推進課**

TEL0978-72-0354〔夜間及び休日（代表）0978-72-1111〕

※発見時の状況等、お聞きすることができますので、ご協力をお願いします。

国東市人権啓発・部落差別解消推進課